



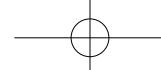
よくわかる 油濁被害の申請

機構では油による被害に対し、防除・清掃作業費、漁業被害に対する救済金等の支給を行ってるんだ！

え？ そんな事業があったなんて知らなかった！ しかし、どういう流れで申請をすればいいのだろう？

*本パンフレットでは油濁被害における救済金・防除費の申請等の流れをイラストつきで説明いたします。より詳しい内容につきましては「漁場油濁被害救済制度と申請の手引き」をご覧下さい。

公益財団法人 海と諸環境美化・油濁対策機構

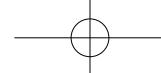


目 次

はじめに	1
申請から支給までの流れ	2
1 油濁事故の発生と救済の条件	
申請に関する4つの条件 (①申請者、②対象となる油種)	3
申請に関する4つの条件 (③原因者の所在、④防除費の支弁対象)	4
2 発生の報告	
発生報告書	5
事故対応	5
3 申請書の提出	
救済金及び防除費の対象費用	6
申請に必要となる書類一覧	6
4 救済金等の認定	7
5 救済金等の支給	7
6 救済金等の配分と報告	
被害漁業者への救済金等の配分	8
配分報告書の提出	8
7 救済金等の配分検査	9

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構とは

機構は、海と渚の環境美化、水産資源の保護その他海洋・海岸環境の保全整備を推進し、「青く豊かな海・美しい浜辺」の保全、保存、整備、活用を図るとともに、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び原因者が不明の漁業被害の救済を行うことにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって国民の福祉の増進及び漁業経営の安定に資し、併せて水産業の振興に寄与することを目的としています。



はじめに

ある日、海上のどこからか油が流れてきて、漁業者は漁場を守るために防除・清掃作業を行わなければならないことがあります。

また、漁場では油による漁業被害が発生する場合もあります。



本来は漁業を行い収入を得るはずだった時間を、油から漁場を守るための作業に費やし、販売する予定だった漁獲物や養殖施設は被害を受けてしまいました。

通常、これらの費用は事故を起こした原因者へ請求します。

しかし、原因者が判明しない場合は、どうすればよいのか？

当然、被害を受けたまま諦める必要はありません。

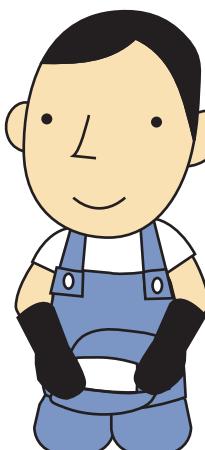
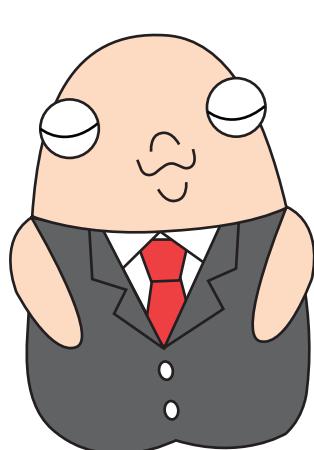
機構の漁業者の方々を救済する制度を利用して下さい。

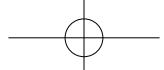
被害に応じた救済金等を支給することができます。

また、原因者が判明している場合でも、原因者が責任を果たさない場合等はどうすればよいのか？

救済の対象となる場合があります。

機構にご相談ください。





申請から支給までの流れ

1 油濁事故の発生



2 発生の報告



3 申請書の提出



4 救済金等の認定



5 救済金等の支給

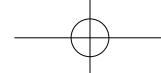


救済金・防除費について

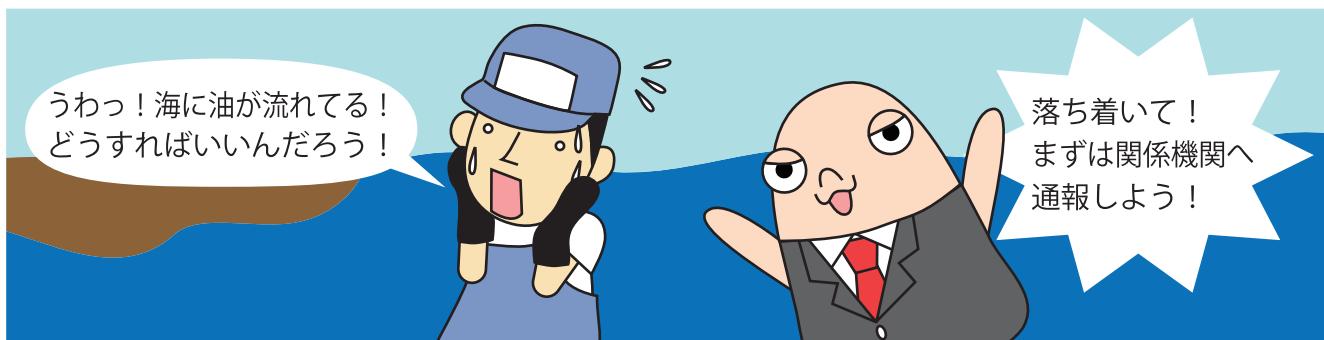
救済金　原因者不明の漁場油濁によって起きた漁業被害に対して支給される

防除費　防除・清掃作業を行った被害漁業者に対して支弁される

機構は原因者不明の漁場油濁事故に対する救済金の支給、漁場油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃に要した費用（以下「防除費」）の支弁を行っています。防除費については、原因者が判明していても、一定の条件を満たしていれば支弁の対象となります。
(詳しくは「漁場油濁被害救済制度と申請の引き」P 93をご覧下さい。)



1 油濁事故の発生と救済の条件



油濁事故が発生した場合、まずは最寄の海上保安部（署）、関係行政機関、漁協・県漁連、機構、その他関係機関へ速やかに通報しましょう。被害の状況によっては、機構の職員又は油濁の専門家が現地調査を実施したり、基礎資料の収集等を行う必要も生じるため、機構への第一報は電話やFAXにより、できるだけ早めにお願いします。

【申請に関する4つの条件】

① 対象となる油種

原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物（オイルボール等）
＊ガソリン、軽油、灯油、食油等は対象外です。

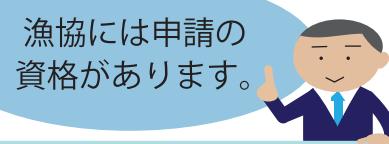


② 申請者

救済金等の申請者は、**漁業被害を受けた者**並びに**防除・清掃作業を実施した者**で、下記(1)から(3)の者となっています。下記以外の者、例えば**市町村等**は申請者になれません。

通常の場合、被害を受けた漁業者等が属している**漁協**が**被害漁業者**に代わって申請者となり、原則として関係都道府県漁連を通じて機構へ申請することになります。

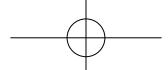
- (1) 漁業を営む個人又は法人（水産業協同組合を除く）
であって、漁協の組合員資格を有するもの
- (2) 前号の者が構成する社団で法人格を持たないもの
- (3) 水産業協同組合



申請の手続きの流れ



*申請者が所在する都道府県に都道府県漁連が存在しない場合又は存在する場合であっても、申請者が都道府県漁連に属していないときは、申請者は、機構に直接申請することができます。申請に関する手続きは上記の流れに沿って行われます。



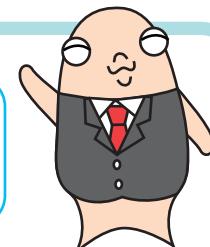
③ 原因者の所在

機構では漁場油濁の原因者が判明しない場合を原則としつつ、原因者が判明している場合においても救済を行っておりますが、それぞれ申請の条件・内容が異なります。

原因者が判明しない 油濁事故の場合

漁業被害に対する救済金、防除・清掃作業の費用、どちらも申請することが可能です。

救済金
防除費 = 申請可



原因者が判明している 油濁事故の場合

通常は支弁の対象外！原因者の賠償責任となる！！

しかし、原因者が判明している場合でも対象となるケースが
2パターンあります。



→ 対象① 原因者が対応しない

保険未加入、保険会社の不払い等、賠償請求をしても原因者が防除・清掃作業をしない場合

防除費 = 申請可 (漁場油濁1件につき1都道府県あたり1,500万円まで)

*申請者が機構に代わって原因者に賠償請求をする必要があります。

→ 対象② 船主の責任限度額を超えている

原因者が防除・清掃作業を行っているが、その費用が船主の責任限度額を超えている場合

防除費 = 申請可 (漁場油濁1件につき1都道府県あたり5,000万円まで)

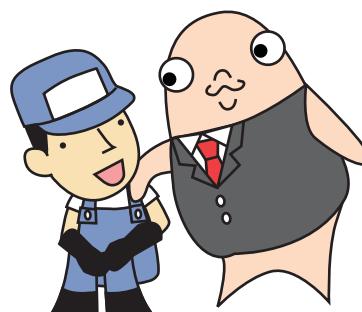
④ 防除費の支弁対象

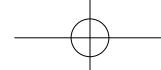
費用を支弁するには条件があります。

- ・被害漁業者等による防除・清掃作業であること。
例えば市町村等が主となって実施する防除・清掃作業は対象となりません。
- ・漁業被害の発生防止や漁場油濁の拡大防止のための防除・清掃作業であること。
環境美化活動の一環や港湾機能の維持管理上必要な防除・清掃作業は対象となりません。

被害漁業者の行った防除・清掃作業で、漁業に何かしらの被害を受ける可能性があった場合、もしくは**被害を受けた場合**にのみ防除費は支弁されます。

*漁場ではなくても、漁港内に油が漂流・漂着して、水揚げや船の揚げ降ろし、航行等に支障がある場合も防除費の支弁対象となります。





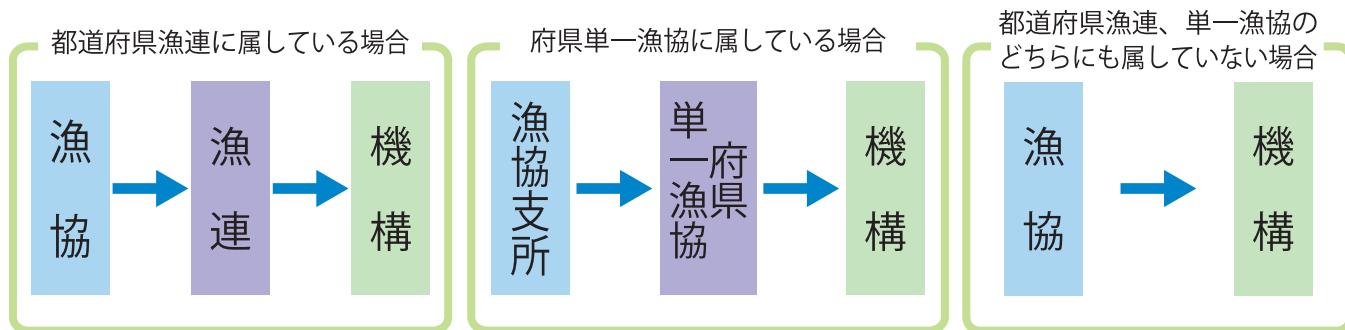
2 発生の報告



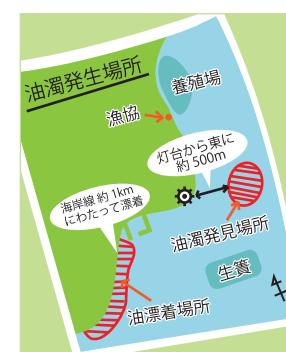
(1) 発生報告書

漁場油濁が発生し、機構への申請条件に当てはまる場合、申請に先立って油濁発生の概要を記入した「発生報告書」を速やかに機構へ提出しなければなりません。発生報告書は、申請する漁協が漁連等に属している場合は漁連等を通じて機構に提出します。

* 発生報告書の様式は「漁場油濁被害救済制度と申請の手引き」をご参照ください。



発生報告書には油濁の発生場所等がわかる地図を添付してください。



(2) 事故対応

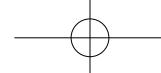
油濁による漁業被害を防止又は軽減させるために油の防除・清掃作業を行います。

救済金等の申請に必要な防除・清掃作業時の注意点

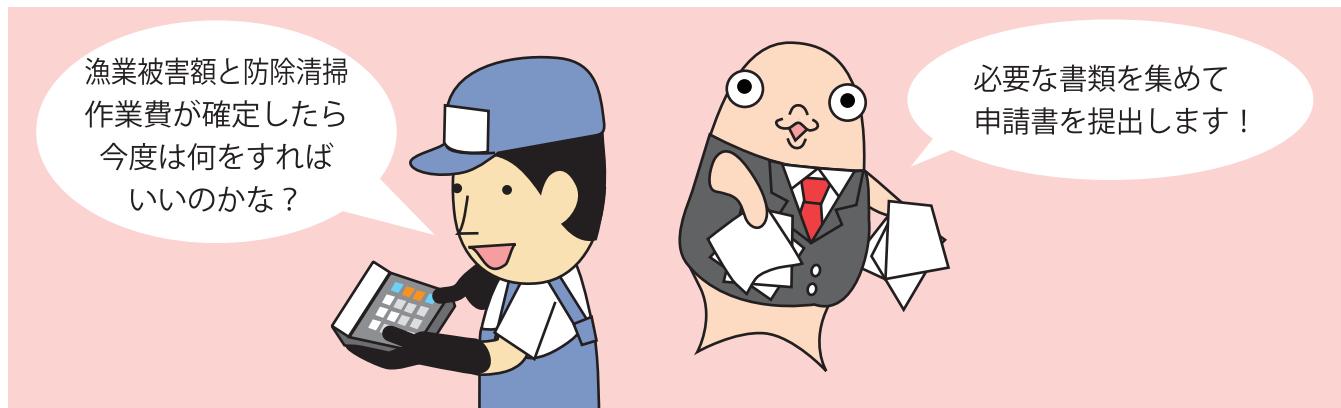
- ① 購入した防除資材等の請求書及び領収書の保管
- ② 防除・清掃作業の従事者名簿及び出面簿の作成
(「漁場油濁被害救済制度と申請の手引き」に様式があります)
- ③ 被害状況、作業状況のわかる写真の撮影
- ④ 防除・清掃作業中の市町村等公的機関による立ち合い

①～③は次に提出する申請書に添付します。





3 申請書の提出



発生報告書を提出した後は、申請書を提出します。申請書は、油濁事故発生から**規定の期日（原則として原因者が判明しない場合は60日、判明している場合は180日）**以内に提出していただく必要があります。

(1) 救済金及び防除費の対象費用

救済金及び防除費の対象となるのは以下のとおりです。救済金及び防除費の算定方法については「漁場油濁被害救済制度と申請の手引き」をご覧下さい。

救済金

- ・養殖に係る水産動植物及び漁獲物の汚染、死亡及び生育の異状による損失
 - ・漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び汚染による損害
 - ・漁業の操業の不能による収入の減少
 - ・漁業種類及び漁場の変更による収入の減少
- *被害額が**50万円**以下の場合は、申請の対象外となります。

防除費

- ・労務費
 - ・資材費
 - ・回収油等の処理費
 - ・運搬車費
 - ・漁船用船費
 - ・保管料
 - ・避難のための漁具、養殖施設の移動、引き揚げ、沈設
- *油濁事故の規模に対し必要以上に資材等を購入した場合、過剰購入分に関しては支弁の対象外となります。

(2) 申請に必要となる書類一覧

申請に必要となる書類は以下のとおりです。原因者が判明している場合、申請者は原因者に賠償請求を行う必要があり、機関と信託協定を結ぶ必要があります。

漁業被害があった場合

- ・申請書
- ・漁業被害等明細書
- ・被害漁業者名簿の写し
- ・油濁現場位置図
- ・請求書及び領収書等の写し
- ・その他参考資料
- ・被害状況、作業状況がわかる現場写真（作業前、作業中、作業後のものを日付のわかるよう毎に）

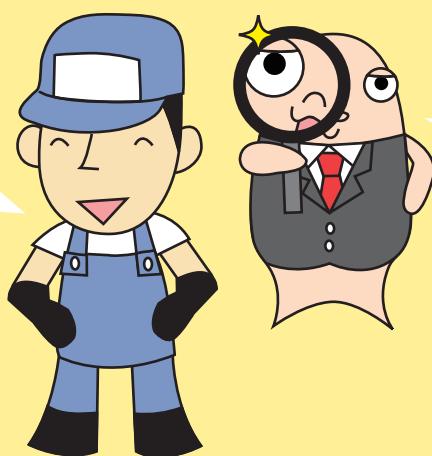
防除・清掃を行った場合

- ・申請書
- ・防除、清掃事業明細書
- ・作業従事者名簿の写し
- ・油濁現場位置図
- ・請求書及び領収書等の写し
- ・出面簿の写し
- ・使用漁船名簿の写し
- ・その他参考資料
- ・被害状況、作業状況がわかる現場写真（作業前、作業中、作業後のものを日付のわかるよう毎に）
- ・原因者が判明しているときは事故船舶の責任限度額がわかる資料

*申請書及び明細書の写し等の関係証票類は、組合に保存しておくとともに、申請書類の作成にあたって基礎となった数字、資料、証票等は、確実に記録として残し、整理・保存しておく必要があります。

4 救済金等の認定

必要な書類は
全て提出したけど
救済金はいつごろ
支給されるのかな?



ちょっと待って。
必要書類が揃ったら、
今度は審査会を開いて
申請内容が適正かどうか
審議する必要があります。

救済金等の支給にあたっては、漁業被害額等の認定が必要になります。漁業被害額等は申請内容を中央審査会（拠出団体関係者、漁業関係者及び学識経験者で構成された第三者審査機関）で審議し、機構の理事会の議決を経て、認定されます。

また、特に大きな被害が発生した場合や、被害内容が複雑な場合には、中央審査会での審議の前に関係都道府県の地方審査会を開催し、現地調査、基礎資料の収集及び被害額を検討します。

* 拠出団体については本パンフレット裏面を参照ください。

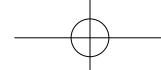
5 救済金等の支給

漁業被害等が認定されたら、救済金等の支給を行います。ここでは支給にあたり注意点をご説明します。

- (1) 救済金等の支給は申請手続きの流れに準じて行われます。例えば、漁協から都道府県漁連を通じて申請が行われていた場合、救済金等は漁連を通じて漁協に支給されます。
- (2) 救済金等の支給が受けられる者は、原因者不明の油濁による漁業被害を受けた者及び防除・清掃作業を実施した者です。また、労務費については漁協の職員や市町村の職員等が防除・清掃作業を行った場合は支給の対象になりません。
- (3) 救済金等が支給されない場合や、既に支給されたものの全額又は一部を返還しなければならない場合があります。
 - ・不明であった原因者が判明したとき
 - ・被害漁業者等が損害の補てんを受けたとき
 - ・被害漁業者等が原因者以外の者から特定防除費の全額又は一部を助成されたとき
 - ・不正な手段により救済金の支給、防除費又は特定防除費の支弁を受けた者があるとき

さて！
救済金も支給されたし
これで一件落着かあ！

ま！待ってください！
救済金が正しく
被害漁業者に配分されたか
報告する必要があります。

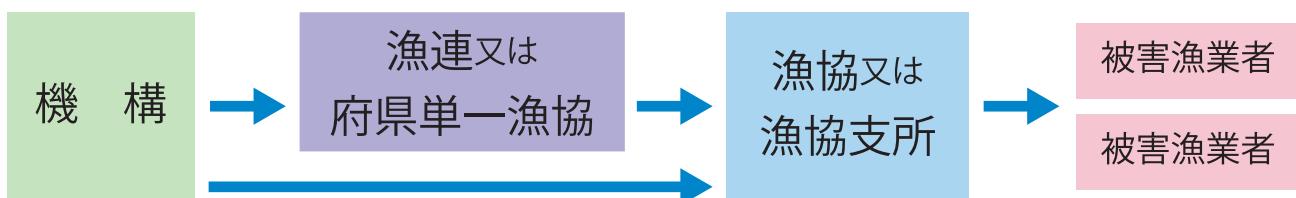


6 救済金等の配分と報告



(1) 被害漁業者への救済金等の配分

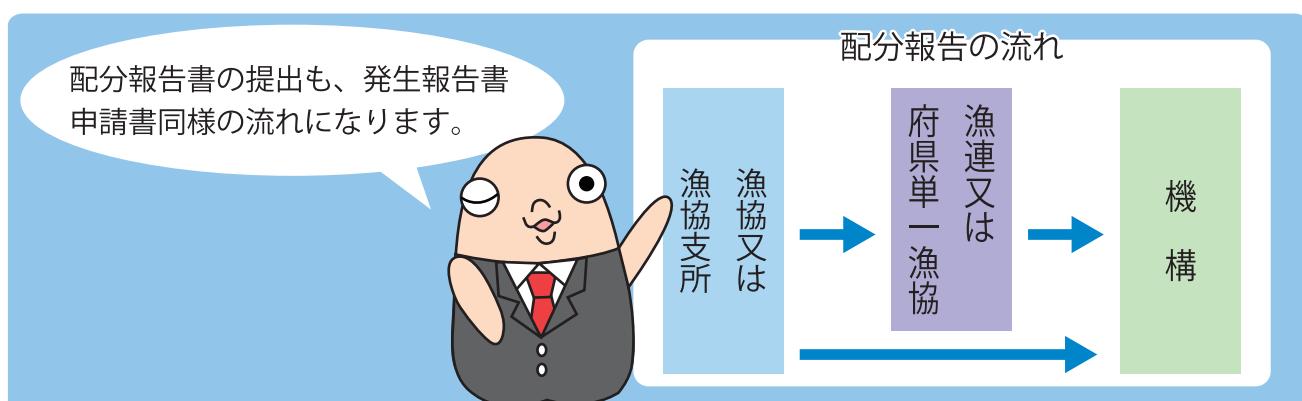
救済金等の支給を受けた漁協は、あらかじめ機構が通知した認定額に従って個々の被害漁業者等へ責任をもって速やかに配分しなければなりません。また、配分にあたっては、機構の定める労務費等の単価を明示してください。

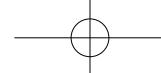


* 救済金等の配分は必ず申請どおりに行ってください。手数料等を差し引いて支給してはなりません。現金、振込どちらの場合も労務費・用船費の受領書を作成し各被害漁業者等から受領印をもらうこと、振込の場合は振り込まれたことの分かる証拠書類（帳簿書類等）を保管してください。

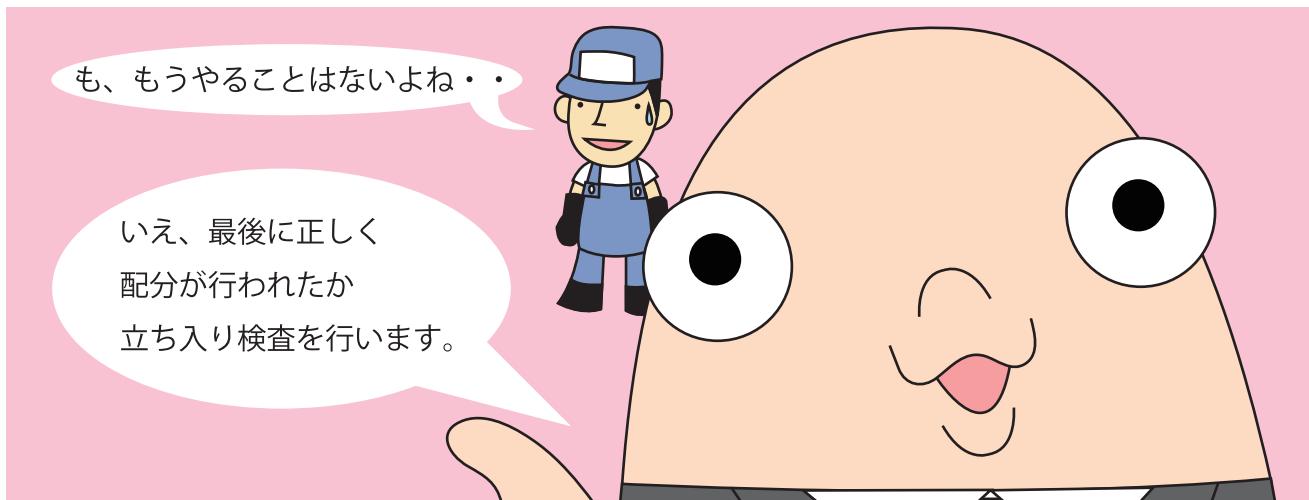
(2) 配分報告書の提出

救済金等の配分を行った後、漁協は遅滞なく機構へ「配分報告書」を提出する必要があります。配分報告書を提出する際、救済金については領収書の写しを添付します。さらに、資材費、用船費等の領収書の写し、及び、防除・清掃作業を実施した被害漁業者等の労務費についても受領書の写しを添付します。





7 救済金等の配分検査



漁場油濁による被害に対して支払われた救済金等が漁協から被害漁業者等へ速やかに、かつ、正しく配分されているかどうかについて、備え付けの帳簿等の検査が実施されます。

検査は原則として前年度（4月～3月）に救済金等の支給を受けた漁協を対象として実施します。

検査時には、**組合長又は参事等の責任者と実務担当者**の対応が求められます。検査事項、準備すべき書類等については、下記のとおり定められています。

検査事項について

① 申請書等の備え付け状況

申請する際に必要となった書類一式が備え付けられているかを確認します。

② 漁協への入金状況

入金日等を入金伝票、通帳等で確認します。入金が漁連を経由している場合は、漁連からの入金日等を入金伝票、通帳等で確認します。

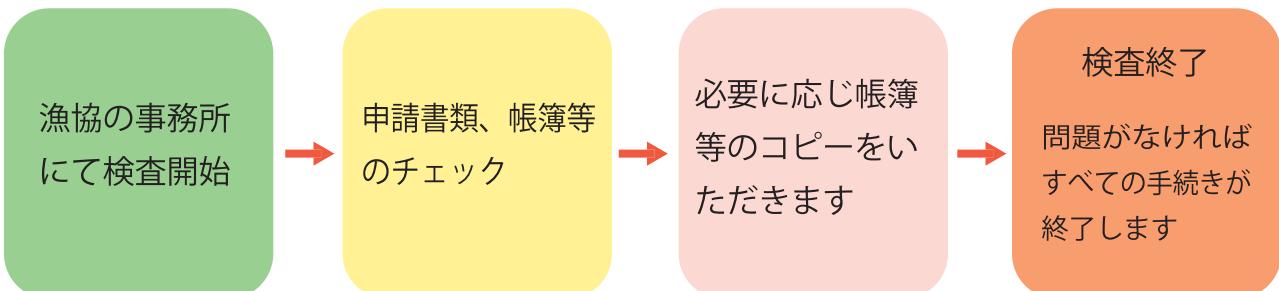
③ 漁協から被害漁業者、作業従事者への配分状況

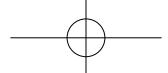
配分の状況、日時等を出金伝票、通帳で確認します。



④ 配分報告書、受領書（領収書）等の備え付け状況

⑤ その他、検査の目的を達成するために必要な帳簿等の確認





油濁事故発生時確認表

- 油濁事故発生について関係機関への通報
 - ・最寄の海上保安部（署）
 - ・関係行政機関
 - ・都道府県漁連
 - ・機構
 - ・その他関係機関
- 原因者の究明
- 油種の特定
(対象油種：原油、潤滑油、鯨油、重油並びにこれらの油を含む油性混合物)
- 漁業被害の有無
- 防除作業者の作業日時、作業内容の把握
*労務費等の支弁対象となるのは近隣漁場を油濁被害から守るために作業を行った組合員であり、漁協の常勤役職員、市町村職員等は支弁対象外となるのでご注意ください。
- 油濁の状況のわかる現場写真の撮影
- 購入資材の請求書、領収書の保管
- 回収油、油混じりの資材等の処理
*産業廃棄物処理をすることとし、処理場までの運送料、処理費用が支弁対象となります。
- 支弁対象の油防除資材例
 - ・オイルフェンス
 - ・油吸着材
 - ・油処理剤
 - ・手袋
 - ・長靴
 - ・ウエス
 - ・ひしゃく
 - ・油回収容器（ビニール袋、ドラム缶等）
- *購入したもので残存価格のあるものは、その残存価格控除後の金額が支弁の対象となります。
なお、物理的に再使用に耐えない状態のものは、購入価格が支弁の対象となります。

救済金等の財源について

漁場油濁被害救済事業は、国・都道府県及び拠出団体に支えられています。

- (1) 防除費の支弁に要する費用
原因者が判明しない場合：拠出団体 1/2、公費 1/2（国 1/4、都道府県 1/4）
原因者が判明している場合：国 1/2、都道府県 1/2
- (2) 救済金の支給に要する費用 拠出団体
- (3) 拠出団体一覧

農林水産省関係：(一社) 大日本水産会

経済産業省関係：石油連盟、電気事業連合会、(一社) 日本鉄鋼連盟、(一社) 日本経済団体連合会

(一社) 日本電機工業会、(一社) 日本自動車工業会、(一社) 日本貿易会

(一社) 日本産業機械工業会、石油化学工業協会、日本肥料アンモニア協会

日本化学繊維協会、(一社) セメント協会、(一社) 日本ガス協会

国土交通省関係：(一社) 日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、(一社) 日本旅客船協会

(公財) 日本財團

公益財団法人 海と諸環境美化・油濁対策機

Tel : 03-5844-6551 Fax : 03-5800-0131

メールアドレス : office@umitonagisa.or.jp